

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

| No. | 案件名称                                   | 工事種目          | 工事場所            | 契約の相手方                 | 契約金額<br>(税込)  | 契約日       | 根拠法令                                     | 随意契約理由<br>(随意契約理由番号) | WTO |
|-----|--|---------------|-----------------|------------------------|---------------|-----------|--|----------------------|-----|
| 1   | 令和3年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕(その1)           | 09B:上下水道施設工事  | 東淀川区 外          | (株) デイケイケイサービズ関西       | 32,560,000    | 令和3年4月12日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号                  | K6                   |     |
| 2   | 令和3年度大阪市西区役所吸収冷温水機(保健福祉センター系統)修繕       | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 西区              | 川重冷熱工業(株)              | 5,170,000     | 令和3年4月13日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    | K6                   |     |
| 3   | 令和3年度 柴島浄水場外13か所水質計器整備修繕               | 09B:上下水道施設工事  | 東淀川区 外          | 向洋電機(株)                | 47,080,000    | 令和3年4月19日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号                  | K6                   |     |
| 4   | 令和3年度 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕(その1)           | 09B:上下水道施設工事  | 東淀川区 守口市<br>枚方市 | 島津システムソリューションズ(株)      | 6,050,000     | 令和3年4月26日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号                  | K6                   |     |
| 5   | 大阪市中心卸売市場南港市場冷却設備補修工事                  | 09D:機械器具設置工事  | 住之江区            | (株) ダイキンアプライドシステムズ     | 2,970,000     | 令和3年4月28日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    | K6                   |     |
| 6   | 大阪市役所本庁舎自動火災報知設備修繕                     | 04:電気工事       | 北区              | パナソニック防災システムズ(株)       | 293,370,000   | 令和3年5月12日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    | K6                   |     |
| 7   | 庭窪浄水場排水処理施設ロガー装置修繕                     | 09B:上下水道施設工事  | 守口市             | (株) 日立産機テクノサービス        | 59,950,000    | 令和3年5月17日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号                  | K6                   |     |
| 8   | 令和3年度 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事               | 09B:上下水道施設工事  | 平野区             | 日揮(株)                  | 517,000,000   | 令和3年5月27日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    | K6                   |     |
| 9   | 常吉ポンプ場No. 1雨水排水ポンプ修繕                   | 09D:機械器具設置工事  | 此花区             | (株) 荏原製作所              | 77,000,000    | 令和3年5月27日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    | K6                   |     |
| 10  | 令和3年度 瓜破斎場燃焼用ターボブロワ修繕                  | 09D:機械器具設置工事  | 平野区             | 村瀬炉工業(株)               | 4,081,000     | 令和3年5月28日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    | K6                   |     |
| 11  | 令和3年度大阪市西区役所吸収冷温水機(区役所系統)修繕            | 05:給排水衛生冷暖房工事 | 西区              | 川重冷熱工業(株)              | 1,188,000     | 令和3年5月31日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    | K6                   |     |
| 12  | 令和3年度 柴島浄水場第1凝集沈でん池気圧式排泥装置整備修繕         | 09B:上下水道施設工事  | 東淀川区            | 理水化学(株)                | 8,250,000     | 令和3年6月4日  | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号 | K6                   |     |
| 13  | 住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(1工区)築造工事(その16) | 01:土木工事       | 住之江区            | 大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体 | 3,237,300,000 | 令和3年6月11日 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号 | W5                   | 適用  |
| 14  | 住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(2工区)築造工事(その14) | 01:土木工事       | 住之江区            | 大成・奥村・前田・中林特定建設工事共同企業体 | 2,623,500,000 | 令和3年6月14日 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号 | W5                   | 適用  |
| 15  | 令和3年度 舞洲スラッジセンター5号汚泥ケーキ乾燥設備修繕          | 09B:上下水道施設工事  | 此花区             | 月島機械(株)                | 42,020,000    | 令和3年6月15日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                    | K6                   |     |

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

| No. | 案件名称                               | 工事種目         | 工事場所         | 契約の相手方              | 契約金額<br>(税込) | 契約日       | 根拠法令                    | 随意契約理由<br>(随意契約理由番号) | WTO |
|-----|------------------------------------|--------------|--------------|---------------------|--------------|-----------|-------------------------|----------------------|-----|
| 16  | 令和3年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液揚水ポンプ修繕       | 09B:上下水道施設工事 | 此花           | 古河産機システムズ(株)        | 3,740,000    | 令和3年6月15日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   |     |
| 17  | 我孫子南住宅(3号館)外2住宅昇降機設備改修工事           | 09A:昇降機設置工事  | 住吉区          | 日本エレベーター製造(株)       | 88,550,000   | 令和3年6月16日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   |     |
| 18  | 津守下水処理場監視制御設備外機能追加工事               | 09B:上下水道施設工事 | 西成区          | 東芝インフラシステムズ(株)      | 540,100,000  | 令和3年6月16日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   |     |
| 19  | 高見住宅(51号館)昇降機設備改修工事                | 09A:昇降機設置工事  | 此花区          | 三菱電機ビルテクノサービス(株)    | 29,150,000   | 令和3年6月21日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   |     |
| 20  | 令和3年度 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕         | 09B:上下水道施設工事 | 此花区          | 東芝インフラシステムズ(株)      | 262,900,000  | 令和3年6月21日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   |     |
| 21  | 大阪市舞洲障がい者スポーツセンタープール可動床用制御盤内部品取替修繕 | 09D:機械器具設置工事 | 此花区          | (株)荏原製作所            | 7,128,000    | 令和3年6月22日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   |     |
| 22  | 阿倍野複合施設 中央監視装置改修工事                 | 04:電気工事      | 阿倍野区         | パナソニックLSエンジニアリング(株) | 13,200,000   | 令和3年6月24日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   |     |
| 23  | 令和3年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕(その2)       | 09B:上下水道施設工事 | 東淀川区 外       | 荏原実業(株)             | 73,590,000   | 令和3年6月24日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6                   |     |
| 24  | 令和3年度 柴島浄水場第3取配水ポンプ場配水ポンプ用電動機整備修繕  | 09B:上下水道施設工事 | 東淀川区         | 東芝インフラシステムズ(株)      | 133,100,000  | 令和3年6月25日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6                   |     |
| 25  | 令和3年度 庭窪浄水場オゾン設備整備修繕               | 09B:上下水道施設工事 | 守口市          | 東芝インフラシステムズ(株)      | 51,590,000   | 令和3年6月25日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | K6                   |     |
| 26  | 此花下水処理場特高受変電設備機能追加工事               | 09B:上下水道施設工事 | 此花区          | 日新電機(株)             | 19,800,000   | 令和3年6月28日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   |     |
| 27  | 令和3年度 大阪市役所本庁舎中央監視設備修繕             | 04:電気工事      | 北区           | 協和テクノロジズ(株)         | 133,430,000  | 令和3年6月29日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   |     |
| 28  | 令和3年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事      | 09B:上下水道施設工事 | 此花区          | 三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体 | 517,000,000  | 令和3年6月29日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   |     |
| 29  | 大阪市中心卸売市場本場特別高圧ネットワークリレー改修工事       | 04:電気工事      | 福島区          | 三菱電機プラントエンジニアリング(株) | 38,500,000   | 令和3年6月30日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   |     |
| 30  | 加島南第2住宅(2号館)外3住宅昇降機設備改修工事          | 09A:昇降機設置工事  | 淀川区 住吉区 東住吉区 | 東芝エレベータ(株)          | 77,000,000   | 令和3年6月30日 | 地方自治法施行令167条の2第1項第2号    | K6                   |     |

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕（その1）

2 契約の相手方

（株）ダイケイケイサービス関西

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、東亜ディーケーケー（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証を行うには、機器及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、東亜ディーケーケー（株）より修繕業務を移管されている（株）ダイケイケイサービス関西である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度大阪市西区役所吸収冷温水機（保健福祉センター系統）修繕

### 2 契約の相手方

川重冷熱工業(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、大阪市西区役所7階に設置されている吸収冷温水機の高温胴炉内部で吸収液の液洩れが発生し、放置すれば真空洩れが発生する恐れがあるため、熱回収器の取替えを行うものである。今回、吸収液の液洩れが発生した機器は健診等の会場である保健福祉センター部分の機器であり、来庁者の健康管理と市民サービスの観点から多大なる影響を及ぼすことにつながるため、修繕等を行うものである。

当該機器については、川重冷熱工業(株)が製造・施工したものであり、修繕にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、川重冷熱工業(株)のみであるため、同社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市西区役所総務課（電話番号 06-6532-9626）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 柴島浄水場外13か所水質計器整備修繕

2 契約の相手方

向洋電機(株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場外13か所に設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、横河電機(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証を行うには、機器及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、横河電機(株)より事業継承された横河ソリューションサービス(株)より修繕業務を移管されている向洋電機(株)である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2403)

(注) 柴島浄水場外13か所

柴島浄水場(東淀川浄水場含む)、庭窪浄水場、豊野浄水場、楠葉取水場、城東配水場、咲洲配水場、住吉配水場、住之江配水場、大淀配水場、巽配水場、長居配水場、泉尾配水場、舞洲給水塔、体験型研修センター

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その1）

### 2 契約の相手方

島津システムソリューションズ（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（※TOC計、pH計、有試薬残留塩素計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該計器は、（株）島津製作所及び島津システムソリューションズ（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により計器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の計器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、計器に障害が発生した場合、その原因が計器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は（株）島津製作所よりTOC計の修繕業務の移管を受け、かつpH計、有試薬残留塩素計の製作者である島津システムソリューションズ（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 冷却設備補修工事

2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後の枝肉を冷却管理するための冷却設備の補修工事を行うものであり、当該設備を構成する防熱扉の基幹部品であるレール等の歪みがあり、正常な開閉ができず、冷却機能が低下しているため、防熱扉の部品取替えを行うものである。

南港市場の冷却庫設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ない。

したがって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当 (電話番号 06-6675-2006)

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市役所本庁舎自動火災報知設備修繕

2 契約の相手方

パナソニック防災システムズ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎に設置している自動火災報知設備の修繕を行うものである。

本庁舎の自動火災報知設備は、松下電工(株) (2012年にパナソニック(株)へ吸収合併) がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、当該会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができず、パナソニック(株)は、本設備の業務の取扱い全てをパナソニック防災システムズ(株) に委任している。

以上のことから本修繕が行えるのはパナソニック防災システムズ(株) のみであり、上記業者を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06-6208-8197)

## 随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場排水処理施設ロガー装置修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場排水処理施設に設置しているロガー装置の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該装置は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が装置固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は(株) 日立製作所より修繕業務を移管されている(株) 日立産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)

## 随 意 契 約 理 由 書

1 工事名称            令和3年度平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事

2 契約の相手方      日揮（株）

3 随意契約理由

平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理(スラグ化)し汚泥減量するための設備である。

本工事は、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているので汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮（株）の独自技術により設計施工したものであり、その技術及び特許権などは上記業者が有している。本工事にあたっては当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない、また本汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、整備工事施工後の一貫した責任を持ち性能について保証することが困難である。以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

常吉ポンプ場No. 1 雨水排水ポンプ修繕

### 2 契約の相手方

(株)荏原製作所

### 3 随意契約理由

本修繕は、常吉ポンプ場に設置の雨水排水ポンプが経年劣化により摩耗損傷し、振動・騒音の増大による故障及び雨水排水能力の低下による冠水被害発生の恐れがあるため、雨水排水ポンプを修繕するものである。

本修繕のポンプは此花区常吉地区の雨水排水を目的に設置されたものであり、雨水排水能力を復旧するためには、本ポンプを現地より撤去のうえ分解し、摩耗損傷した部品の取替えや調整等が必要になる。

当該ポンプは、上記業者により設計・製作されたもので、修繕時における部品等の組立調整には、製作会社が保有する設計時の情報と独自の技術が必要である。また、同一規格で品質管理が十分に行われた製作会社の純正部品で取替えることが、機器の性能を発揮するうえで不可欠である。

さらに、分解整備後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課（機械）

電話番号 06-6552-0057

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度 瓜破斎場燃焼用ターボブロワ修繕

### 2 契約の相手方

村瀬炉工業（株）

### 3 随意契約理由

本件は、瓜破斎場の火葬設備に設置されている燃焼用ターボブロワの動力部分並びにファンが故障し、火葬設備の性能が十分に発揮できなくなったため、修繕を行うものである。

本機器は、製造業者独自の技術により製造されたものであるため、修繕については、製造業者である（株）武藤電機のみが可能であり、製造業者以外では対応ができない。また、損傷した部品についても同社のみが供給可能である。

なお、本市の斎場に設置されている（株）武藤電機製の機器の修繕及び部品納入等の業務については、製造業者が村瀬炉工業（株）に移管しているため、村瀬炉工業（株）のみ履行可能である。

よって、村瀬炉工業（株）と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号06-6630-3374）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度大阪市西区役所吸収冷温水機（区役所系統）修繕

### 2 契約の相手方

川重冷熱工業㈱

### 3 随意契約理由

本修繕は、大阪市西区役所7階に設置されている吸収冷温水機内部で真空漏れが発生し、冷房機能の低下等、機器の運転に重大な支障を与えており、現状のままでは冷房運転を行うことができないことから、今後、夏季に気温上昇する状況の中、来庁者等に多大なる影響を及ぼすことにつながるため、修繕等を行うものである。

当該機器については、川重冷熱工業㈱が製造・施工したものであり、修繕にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕する部分を上記業者以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、川重冷熱工業㈱のみであるため、同者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

西区役所総務課（電話番号 6532-9626）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 柴島浄水場第1凝集沈でん池気圧式排泥装置整備修繕

2 契約の相手方

理水化学(株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場第1凝集沈でん池1号池及び3号池に設置している気圧式排泥装置の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、理水化学(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、理水化学(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2403)

## 随意契約理由書

### 1 工区

#### 1. 工事名称

住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事（その16）

#### 2. 契約の相手方

大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企業体

#### 3. 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事（その15）に引き続き仮設工・躯体工を行うものである。

本工事で実施する仮設工（掘削・土留支保工）並びに躯体工は、既往工事で実施している仮設工（地盤改良工・土留工）と一体となって効果を発現し、本工事を進めるものである。したがって、既往工事で施工している仮設工及び本工事で行う仮設工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

また、有事の際の施工責任を明確に確保することが不可欠であるため既往工事で設置した仮設材については当該工事の受注者が引続き使用して施工しなければならない。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増加などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等によって、本市の事業を進める上で大きな不利益を被るため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一施工者による施工責任の連続性、かつ、瑕疵の明確化などの点から、本工事は継続工事との密接不可分な関係であり、同一施工者に履行させることにより工期の短縮、経費の削減が確保できると認められるため、上記相手方に随意契約するものである。

#### 4. 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号

#### 5. 担当部署

建設局 下水道部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）

## 随意契約理由書

### 2工区

#### 1. 工事名称

住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事（その14）

#### 2. 契約の相手方

大成・奥村・前田・中林特定建設工事共同企業体

#### 3. 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事（その13）に引き続き仮設工・躯体工を行うものである。

本工事で実施する仮設工（掘削・土留支保工）並びに躯体工は、既往工事で実施している仮設工（地盤改良工・土留工）と一体となって効果を発現し、本工事を進めるものである。したがって、既往工事で施工している仮設工及び本工事で行う仮設工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

また、有事の際の施工責任を明確に確保することが不可欠であるため既往工事で設置した仮設材については当該工事の受注者が引続き使用して施工しなければならない。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増加などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等によって、本市の事業を進める上で大きな不利益を被るため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一施工者による施工責任の連続性、かつ、瑕疵の明確化などの点から、本工事は継続工事との密接不可分な関係であり、同一施工者に履行させることにより工期の短縮、経費の削減が確保できると認められるため、上記相手方に随意契約するものである。

#### 4. 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号

#### 5. 担当部署

建設局 下水道部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）

## 随意契約理由書

1 修繕名称

令和3年度 舞洲スラッジセンター5号汚泥ケーキ乾燥設備修繕

2 契約相手方

月島機械(株)

3 随意契約理由

今回修繕を行う汚泥ケーキ乾燥設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを乾燥するための、汚泥溶融炉施設を構成する設備である。

現在、5号汚泥溶融炉施設において、汚泥ケーキ乾燥設備が故障し、運転に支障をきたしている。

本設備が稼働しなければ、脱水ケーキを乾燥・溶融処理することができないことから、円滑な汚泥処理を行うために修繕する必要がある。

本設備は、月島機械(株)が設計製作及び施工したもので、多くの機器及び補機類で構成されており、各機器を補修するに当たっては、これらの設備を十分に熟知していることが不可欠であり、実施にあたっては独自の技術が必要で、機器を構成する取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は月島機械(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号: 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

1 修繕名称：令和3年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液揚水ポンプ修繕

2 契約相手方：古河産機システムズ(株)

3 随意契約理由：

今回修繕する脱水分離液揚水ポンプは、遠心脱水機設備で発生する脱水分離液を前処理設備に送水するポンプである。脱水分離液揚水ポンプが運転出来なければ、此花下水処理場から送られて来る汚泥を遠心脱水機設備で処理することが出来ないため、舞洲スラッジセンターの施設を運転するために欠かせない重要なポンプである。

本修繕は、脱水分離液揚水ポンプが長時間の運転により各部の損耗が著しく運転に支障を来しているので修繕するものである。

本ポンプは、古河産機システムズ(株)が設計及び製作したもので、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である古河産機システムズ(株)のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

我孫子南住宅(3号館)外2住宅昇降機設備改修工事

## 2 契約の相手方

日本エレベーター製造(株)

## 3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本エレベーター製造(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である日本エレベーター製造(株)と契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

18

1 工事名称：津守下水処理場監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：東芝インフラシステムズ（株）

3 随意契約理由： 本工事は、津守下水処理場汚水ポンプ設備等の運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、施工をする際には既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替施工を行う必要があり、切替施工の都度、既設監視制御設備等に操作・制御回路及び信号項目の変更・追加並びに操作条件の設定変更などを行っていく必要がある。

よって、本工事は新設設備部分及び既設設備部分等を使用しながら施工及び機能追加を行う必要があり、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは、東芝インフラシステムズ（株）のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7891）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

高見住宅(51号館)昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、三菱電機ビルテクノサービス(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三菱電機ビルテクノサービス(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

1 修繕名称 令和3年度 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕

2 契約相手方 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する溶融炉系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保と高い信頼性を維持させるため、また、監視制御設備は、日常運転における運転監視制御の高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、本装置を設計製作した(株)東芝より社会インフラ部門を分社化のうえ、継承した東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
大阪市舞洲障がい者スポーツセンタープール可動床用制御盤内部品取替修繕
- 2 契約の相手方  
(株) 荏原製作所
- 3 随意契約理由  
舞洲障がい者スポーツセンターのプール8コースのうち4コースは、利用者に合わせてプールの水深を調節し、車いすの方も入水が可能となるよう可動床が設置されている。本修繕は可動床用制御盤内のシーケンサユニットの取替を行うものである。  
本制御盤内に設置されているシーケンサユニットは、可動床4コースの水深調節等についてそれぞれ独立して作動させるための機器であり、平成9年の設置から23年が経過し、これまで指定管理者が保守点検を実施していたが、今回経年劣化を指摘され、現状のまま使用を続けるとシーケンサユニットの故障等により稼働しなくなる他、誤作動等を起こし、可動コース内に利用者がいるときに、意図せず床が降下し、利用者が溺れてしまうなど、人命に関わる事故に繋がる危険がある。そのため、システムの心臓部のシーケンサユニットを更新する必要がある。  
当該機器については、荏原製作所にて製造・設置したものであり、修繕にあたっては、製造者のみが有する当該システムのプログラム等に関する知識及び技術が不可欠である。  
また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。  
以上の理由により、本修繕を実施できるのは、(株) 荏原製作所のみであるため、同者と特名随意契約を締結する。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署  
福祉局障がい者施策部障がい福祉課施設グループ（電話番号 06 - 6208 - 8078）

## 随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野複合施設 中央監視装置改修工事

2 契約の相手方

パナソニック LS エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

本工事は、阿倍野複合施設内に設置されている監視対象の空調や照明等情報を一元的に管理する中央監視装置の改修を行うものである。

本装置は、更新時期がおおよそ 15 年とされており、納入から約 19 年経過しており、本体や端末機等の経年劣化がみられ、このまま使用を続けると、異常運転の発見が遅れる等二次災害につながる恐れがあるため、早急に改修する必要がある。

改修工事にあたっては、松下電工エンジニアリング (株) が製造・施工したものであり、製造者のみが有する当該設備の製造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、当該業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、松下電工エンジニアリング (株) から社名変更を行ったパナソニック LS エンジニアリング (株) のみであるため、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

阿倍野区役所市民協働課 (市民協働) (電話番号 : 06-6622-9787)

23

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕（その2）

2 契約の相手方

荏原実業（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び体験型研修センターに設置している水質計器（溶存オゾン濃度計、オゾン濃度計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、荏原実業（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、荏原実業（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 柴島浄水場第3取配水ポンプ場配水ポンプ用電動機整備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場第3取配水ポンプ場に設置している配水ポンプ用電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該電動機は、(株)東芝が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が電動機固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、(株)東芝の社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が平成29年7月1日に東芝電機サービス(株)に継承分割され、それに伴い当該設備の事業が上記業者に継承され、同日付で東芝電機サービス(株)から東芝インフラシステムズ(株)に社名変更をされた。よって、本修繕を実施することのできる業者は東芝インフラシステムズ(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2402)

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 庭窪浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ (株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟及び中オゾン接触池上屋内に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)東芝が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、(株)東芝の社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が平成29年7月1日に東芝電機サービス(株)に継承分割され、それに伴い当該設備の事業が上記業者に継承され、同日付で東芝電機サービス(株)から東芝インフラシステムズ(株)に社名変更をされた。よって、本修繕を実施することのできる業者は東芝インフラシステムズ(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2403)

## 随意契約理由書

- 1 工事名称：此花下水処理場特高受変電設備機能追加工事
- 2 契約相手方：日新電機(株)
- 3 随意契約理由：

本工事は、此花下水処理場における別途関連工事に伴い必要となる配電機能を既設特高受変電設備に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する特高受変電設備は、日新電機(株)が独自の技術、ノウハウにより設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は既設部分を使用しながら機能追加を行うため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する特高受変電設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは、日新電機(株)のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 大阪市役所本庁舎中央監視設備修繕

2 契約の相手方

協和テクノロジズ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎に設置している中央監視設備の修繕を行うものである。

本庁舎の中央監視設備は、日本電気(株)がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、当該会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができず、日本電気(株)は、本設備の業務の取扱い全てをNECネットエスアイ(株)に事業継承し、NECネットエスアイ(株)は本設備の保守点検・整備・修繕業務を協和テクノロジズ(株)に移管している。

以上のことから本修繕が行えるのは協和テクノロジズ(株)のみであり、上記業者を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ(電話番号 06-6208-8197)

## 随意契約理由書

1 工事名称

令和3年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事

2 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事を行う脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水分離液に含まれているアンモニアを処理する施設である。

本施設は、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したもので、その根幹技術は共同企業体と本市が永年にわたって共同で研究開発し、両者が共同特許を有する設計技術的に特殊な設備である。

本施設は多くの機器類で構成され、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであることから施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に重要であり、これらを整備するには唯一プラント設計能力を有している共同企業体の考え方を十分に反映させることが不可欠である。

実施にあたっては共同企業体の持つ独自の技術が必要であり、主要部品も共同企業体しか製作していないため他から調達できない。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本整備工事ができる業者は三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号：06-6460-2830)

## 随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場特別高圧ネットワークリレー改修工事

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

本工事は中央卸売市場本場業務管理棟電気室に設置している特別高圧受変電設備のネットワークリレーの交換を行うものである。

本工事対象設備は、施工にあたっては製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その純正部品や技術情報は当該設備の製造者である三菱電機 (株) のみが有している。

また、本工事で施工する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分の使用等に関してトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

三菱電機 (株) は、特別高圧受変電設備の保守・保全業務全般を同社の系列会社である三菱電機プラントエンジニアリング (株) に移管しているため、本工事が施工可能な業者は、三菱電機プラントエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

加島南第2住宅(2号館)外3住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)